

危機対策本部会議

日 時：令和3年4月26日（月）10：30～11：13

場 所：3号館4階会議室

内 容：

- ・緊急事態宣言が4都府県（東京、京都、大阪、兵庫）に出され、実施期間が4月25日～5月11日。まん延防止等重点措置の適用地区（宮城、沖縄、埼玉、千葉、神奈川、愛知）は、愛媛が加わり、実施期間は5月11日までとなった。
- ・長崎県においても警戒警報（ステージ3）。特に長崎市が20名を超える日が出ていることから、県知事、および市長より5月11日まで期間、「県外との往来は真にやむを得ない場合を除き、自粛」「いつも会っている人以外の人とは極力接触しない」と非常事態の行動要請が出されている。
- ・これを受け、本学の学生・生徒・教職員に対し、県境を越える帰省、就職活動などを自粛いただくこととした。特別な事情等で県境を越え、帰崎した場合は、帰崎後、原則2週間は自宅待機とする。ただし、帰崎後1週間で症状がなく、体温も平熱の場合は、自宅待機を解除するが、体調管理は引き続き行う。
- ・各教員には、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業の対応と心の準備について」（4月20日付）を教務部長名で出しているが、上記を踏まえ、ゴールデンウィーク後の対応として依頼する。
- ・また、「新型コロナウイルス感染症関係（疑い含む）出席停止期間について」を出しているが、ゴールデンウィーク後の講義にあたっては、指針に従って対応する。改めて周知する。
- ・附属高校は、県の教育委員会からの通知を受け、「本人の発熱等の風邪の症状がある場合」に加え、「同居の家族に風邪症状が見られる場合」も出席停止とする。
- ・就職活動において、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の地区で面接が行われる学生については、就職担当教員へ相談する。大学としては、「県境を越えることを自粛」していることを学長名で企業側に配慮を要請する。学生本人にストレスにならないように対応する。
万が一、上記地区へ行くこととなった場合には、帰崎後、原則2週間は自宅待機とする。ただし、帰崎後1週間で症状がなく、体温も平熱の場合は、自宅待機を解除するが、体調管理は引き続き行う。
- ・高校の遠足（4月28日）については、学内でのレクレーション等へ変更する。
- ・大学のフォーラム研修については、連休後の状況を見て判断する。
- ・4月28日、1年生の健康診断については、診察派遣も予定通りあり、感染防止対策をとって実施する。
- ・5月3～5日、福岡の会計事務所から会計監査で本学に訪れる。連休中で関係部署のみの出勤と限られた中で行うことや、感染防止対策をとって実施する。
- ・感染者が出た場合の本学の窓口体制について、人員配置や担当者が万が一の場合など想定した事務体制を検討しておく。